

「なごや太陽光倶楽部」入会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、なごや太陽光倶楽部（以下「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、名古屋市が推進する「プログラム型排出削減事業」として、会員の活動の結果得られた温室効果ガス排出削減量を国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット認証委員会（制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、クレジットの認証を行う機関）より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、J-クレジットの活用を通じて名古屋市の再生可能エネルギーの普及拡大などの環境保全に資することを目的とする。

(運営、管理等)

第3条 本会の運営・管理は、名古屋市（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、J-クレジットに関し、次に掲げる業務を行う。

(1) 認証

ア J-クレジット認証委員会への排出削減・吸収活動の事業計画（以下「プロジェクト計画」という。）の登録申請に係る業務

イ J-クレジット認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務

(2) 活用

ア J-クレジットを取得及び管理する者（以下「クレジット取得者」という。）を入札で公募する業務

イ クレジット取得者へのJ-クレジットの移転申請に係る業務

ウ その他J-クレジットの活用に関し必要な業務

3 運営・管理者として必要な事務は、名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課において行う。

(実施するプログラム型排出削減事業)

第4条 本会では、太陽光発電設備によって発電した電気を自家消費する排出削減事業（以下、「太陽光発電による排出削減事業」という。）及び省エネルギー住宅の新築による排出削減事業（以下、「省エネルギー住宅による排出削減事業」という。）を実施する。

(会員)

第5条 本規約において、会員とは、本規約に同意のうえ運営・管理者に入会を申し込んだ

者をいう。

- 2 太陽光発電による排出削減事業を実施する会員は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 入会申込日の2年前の日以降に太陽光発電設備を設置していること。
 - (2) 法人及び個人事業主でないこと。
 - (3) 太陽光発電設備の導入による環境価値を、グリーン・リンケージ倶楽部及びJ-グリーン・リンケージ倶楽部（経済産業省による国の補助金受給者を対象とした削減事業）、又はグリーン電力証書システムに基づくグリーン電力発電事業（自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」という形で取引する仕組み。）、その他の排出削減事業に活用していないこと。
 - (4) 太陽光発電設備を設置する住宅が戸建であること。
 - (5) 当該太陽光発電設備以外の逆流する自家発電設備を設置していないこと。
 - (6) 太陽光発電設備を設置する以前に家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び家庭用ガス発電給湯暖房システム（エコウィル）、その他の自家発電設備を設置していないこと。ただし、太陽光発電設備と同時に設置する場合を除く。
 - (7) 全量売電をしていないこと。
- 3 省エネルギー住宅による排出削減事業を実施する会員は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 省エネルギー住宅による排出削減事業への参加意思を表明した日又は入会申込日の2年前の日以降に住宅の引渡を受けていること。
 - (2) 法人及び個人事業主でないこと。
 - (3) 省エネルギー住宅の導入による環境価値を、グリーン・リンケージ倶楽部及びJ-グリーン・リンケージ倶楽部（経済産業省による国の補助金受給者を対象とした削減事業）、又はグリーン電力証書システムに基づくグリーン電力発電事業（自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」という形で取引する仕組み。）、その他の排出削減事業に活用していないこと。
 - (4) BELS 評価書により、再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べて少ない評価を受けている住宅であること。
 - (5) 太陽光発電設備等で発電した電力を全量売電していないこと。
- 4 会員は、運営・管理者に太陽光発電設備及び省エネルギー住宅の導入による環境価値を寄付し、その権利を放棄する。

（J-クレジット収入の取扱）

第6条 クレジット取得者から支払われるJ-クレジット収入は、名古屋市の再生可能エネルギーの普及拡大などの環境保全事業に活用するものとする。

（運営・管理者への協力）

第7条 会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協

力しなければならない。

- (1) 運営・管理者に年1回発電量及び売電量の実績について報告を行うこと。
- (2) J-クレジットの認証にあたり、審査機関が必要に応じ実施する現地調査（太陽光発電設備及び省エネルギー住宅の現地確認等をいう。）を受けること。
- (3) その他本会の運営及び管理に関し必要なこと。

（報告）

第8条 運営・管理者は、本会の運営実績について、会員に対しウェブサイト上で年1回報告するものとする。

（設備の処分・変更等）

第9条 会員は、第12条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備又は省エネルギー住宅が毀損され、又は滅失したとき。
 - (2) 太陽光発電設備又は省エネルギー住宅を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。
 - (3) 太陽光発電設備に蓄電システムを併設したとき。
 - (4) 太陽光発電設備の増設など、設備に関する変更があったとき。
 - (5) 省エネルギー住宅の改修など、設備に関する変更があったとき。
 - (6) その他第5条第2項又は第3項に掲げる要件を満たさなくなったとき
- 2 会員は、前項の届出を行う場合は、運営・管理者が必要と認める書類を運営・管理者に提出しなければならない。

（退会）

第10条 会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

- 2 運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。
- (1) 第5条第2項又は第3項に掲げる要件を満たしていないとき。
 - (2) 前条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号の届出があったとき。
 - (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

（会費）

第11条 本会の会費は、無料とする。

（会員資格の有効期間）

第12条 会員資格の有効期間は、次に掲げる対象期間の両方が終了する日までとする。ただし、省エネルギー住宅による排出削減事業に参加していない会員は、太陽光発電による排

出削減事業の対象期間が終了する日までとする。

(1) 太陽光発電による排出削減事業の対象期間

平成 25 年 3 月 31 日以前に入会した会員にあっては令和 11 年 3 月 31 日まで、太陽光発電設備の稼働開始日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 1 月 9 日までの会員にあっては令和 12 年 1 月 9 日まで、その他の会員にあっては入会申込日又は太陽光発電設備の稼働開始日のいずれか遅い日から 16 年を経過する日とする。ただし、J-クレジット制度が変更された場合はこの限りではない。

(2) 省エネルギー住宅による排出削減事業の対象期間

省エネルギー住宅による排出削減事業への参加意思を表明した日、入会申し込み日又は住宅の引渡日のいずれか遅い日から 8 年を経過する日とする。ただし、J-クレジット制度が変更された場合はこの限りではない。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合及び法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報を第三者に提供または開示しないものとする。

(誓約)

第 14 条 会員は、排出削減事業の実施にあたり関係する法令等を遵守すること。

(委任)

第 15 条 本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 1 月 10 日 改正)

この規約は、平成 26 年 1 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 2 日 改正)

この規約は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 4 日 改正)

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 3 日 改正)

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年 5月 1日 改正）
この規約は、令和5年 5月 1日から施行する。

附 則（令和5年 10月 1日 改正）
この規約は、令和5年 10月 1日から施行する。